

所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 8 経営第 55 号

(趣旨)

- 第 1 今後の農業者の大量リタイアにおいて、所有者不明農地及び遊休農地が拡大し、担い手による効率的利用が阻害されるおそれがある。このため、本事業により、相続登記の申請義務化を契機として、都道府県農業委員会ネットワーク機構（以下「農業会議」という。）が中心となり、関係機関と連携して所有者不明農地対策を実施することで、地域計画の実現及び農地の集積・集約の取組の加速化を推進する。

(通則)

- 第 2 所有者不明農地対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第 3 この要綱において、各用語の定義は別表 1 のとおりとする。

(事業の実施)

- 第 4 都道府県知事は、事業の実施に当たって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。第 2 項及び第 20 において同じ。）に対し別記様式第 1 号により事業実施計画の承認を申請しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による事業実施計画の承認の申請があったときは、審査の上、その内容が適当と認めたときは速やかに当該申請を承認し、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

- 3 第7第1項に規定する交付申請書に別記様式第1号を添付することにより、第1項の規定による事業実施計画の承認の申請とみなすことができる。この場合においては、第9第1項の規定による交付決定の通知を第2項の規定による事業実施計画の承認の通知とみなす。
- 4 都道府県知事は、第2項の規定により承認を受けた事業実施計画について別表2に定める重要な変更が生じた場合は、別記様式第1号による事業実施計画の変更を申請しなければならない。
- 5 前項の規定による事業実施計画の変更の申請については、第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別紙に基づき、所有者不明農地対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(補助対象経費)

- 第6 本事業の実施に必要な経費の対象は、別表3に掲げるものとする。

(申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。第20を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（大臣にあっては経営局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 9 地方農政局長等は、第 7 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第 7 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(申請の取下げ)

第 10 都道府県知事は、第 7 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 11 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、第 12 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 12 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 12 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 13 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることが

できる。

(状況報告)

第 14 都道府県知事は、補助金の交付決定に係る年度の第 2 四半期及び第 3 四半期の末日現在において、別記様式第 5 号による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 15 都道府県知事は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく農業会議に交付しなければならない。

(実績報告)

第 16 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業が完了したとき（第 11 第 1 項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第17 地方農政局長等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第18 都道府県知事は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第19 地方農政局長等は、第11第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定

の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 農業会議が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 農業会議が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（事業の着手）

第20 本事業の実施については、適正化法第6条第1項の交付の決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県知事は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第10号）を地方農政局長等に提出するものとする。

- 2 前項ただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合は、都道府県知事は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

また、この場合、都道府県知事は、第7第1項の規定による交付申請書、第11第1項の規定による変更等承認申請書、第16第1項の規定による実績報告書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載することとする。

（財産の管理等）

第21 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合におけ

る対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 22 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。

- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 4 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

第 23 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 11 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前 3 項及び第 24 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第 24 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 12 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 25 都道府県知事は、第 7 第 1 項の規定による交付の申請、第 10 の規定による申請の取下げ、第 11 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 13 の規定による事業遅延の届出、第 14 の規定による状況報告、第 15 第 1 項の規定による概算払請求、第 16 第 1 項の規定による実績報告、第 16 第 2 項の規定による年度終了実績報告、第 16 第 4 項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第 22 第 4 項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。
 - 4 都道府県知事が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第 26 都道府県知事は、農業会議に補助金を交付するときは、本要綱第 11 から第 14 まで、第 16、第 18 第 1 項、第 19、第 21 及び第 23 の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号の規定による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(4)「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨チェックした上で、事業申請時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。

また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

2 都道府県知事は、農業会議に補助金を交付するときは、農業会議に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 農業会議は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 農業会議は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第13号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県知事は、農業会議に対する間接補助金の交付に先立ち、農業会議に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について地方農政局長等に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、農業会議が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第9第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

6 都道府県知事は、第1項第3号の規定により農業会議から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

7 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

- 8 都道府県知事は、間接補助事業に関して農業会議から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

- 第 27 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、都道府県知事に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号）

この通知は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 7 日付け 8 経営第 55 号）

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱に基づき、令和 7 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表 1（第 3 関係）

用 語	定 義
所有者不明農地	相続登記がされていないこと等により、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地又は所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない農地をいう。
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「農地中間管理機構」をいう。
遊休農地	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地をいう。
都道府県農業委員会ネットワーク機構	農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 42 条第 1 項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。
地域計画	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する「地域計画」をいう。
所有者不明農地の解消	以下により、所有者不明農地が農地の集積・集約化を進める上での支障がなくなることという。 ① 所有者探索等により真の農地所有者が特定され、相続登記の申請がされること。 ② 特定された農地所有者に係る農地利用の意向を確認するとともに、地域計画に位置付けられた農業を担う者（今後地域計画に位置付けられる見込みのある者を含む。）への集積・集約化のための同意を取り付けること。 ③ 探索を行ってもなお所有者を確知できない場合、所有者不明農地制度を活用して農地の集積・集約化を図ること。
所有者不明農地制度	農地法第 41 条第 2 項の規定により準用する同法第 39 条第 1 項の裁定について同法第 41 条第 3 項の規定による公告があったときに同条第 4 項により農地中間管理機構が利用権を取得する制度又は機構法第 22 条の 3 の規定による公示を経た上で機構法第 18 条第 7 項の規定による公告をすることにより農地中間管理機構が利用権を取得する制度をいう。
所有者不明農地対策企画員	所有者不明農地の解消について専門的知識を有し、専属的に取組を実施する者をいう。
支援地域	所有者不明農地の解消に向けた取組を実施するモデル地域をいう。

ロードマップ	農業委員会が行う、所有者不明農地の解消に向けた取組のプロセスが明確になった書類をいう。
--------	---

別表 2（第 4、第 5、第 12 関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
所有者不明農地対策事業	農業会議が本要綱に基づき行う事業に要する経費	定 額		1 事業費の 30% を超える増減

別表 3（第 6 関係）

費目	内容
旅費	事業を実施するために必要な、会議、打合せ、現場指導等に出席した職員、所有者不明農地対策企画員、専門的知識を有する者に対して支払う旅費
事務等経費	事業を実施するために必要な、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（調査等の集計の手数料等）、使用料（会場借料、物品等使用料、パソコン等のリース費用）、消耗品費（各種事務用品代）
委託費	事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金、給与・職員手当等、共済費等を含む。）
報酬・謝金	事業を実施するために必要な司法書士等に対して支払う報酬又は謝金
賃金・手当等	事業を実施するために必要な、 ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 ② 所有者不明農地対策企画員に対して支払う実働に応じた対価及び社会保険料等
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費

- 1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず農業会議で具備すべき備品、物品等を購入又はリース・レンタルする場合は対象外とする。
- 2 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うものとする。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業実施計画の（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあっては経営局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第 4 第 1 項（第 4 第 4 項）の規定に基づき事業実施計画の（変更）承認を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業完了予定年月日
- 3 所有者不明農地対策に係る取組
別添のとおり。

（注）別添として、農業会議が提出した事業実施計画（別紙様式第 1 号）を添付すること。

別記様式第2号（第7関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第7の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
所有者不明 農地対策事 業	円	円	円	
合 計	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

また、本要綱第20第1項ただし書の規定による交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
所有者不明農地 対策事業	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

6 添付書類

- (1) 都道府県の補助金交付規程等
- (2) 事業実施計画（別紙様式第1号）

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第3号（第11関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
所有者不明 農地対策事 業	円	円	円	
合 計	円	円	円	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含

税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

また、本要綱第20第1項ただし書の規定による交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
所有者不明農地 対策事業	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

6 添付書類

（1）都道府県の補助金交付規程等

(2) 事業実施計画 (別紙様式第 1 号)

- (注) 1 金額の変更のない場合は、下線部を除くこと。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
- 3 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止前又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第13関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の理由により予定の期間内に完了しない／遂行が困難となったため、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第13の規定に基づき届け出る。

記

1 補助事業が予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 下線部は、該当するものを記載すること。

2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

- 3 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第14関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第14の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況（第〇・四半期末現在）

区分	総事業費 (A)+(B)	事業の遂行状況				備 考
		第〇・四半期までに完了したもの		第〇・四半期以降に実施するもの		
		事業費 (A)	出来高 (%)	事業費 (B)	事業完了 年月日	
所有者不明農地対策事業	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 令和 年 月 日

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

（注）1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、

その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第15関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金概算払請求書（兼遂行状況報告書）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 殿

（第15第1項に定める官署支出官名を記入）

都道府県知事

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第15の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく請求する。

併せて、同要綱第14の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。

記

令和 年 月 日現在

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 A-(B+C)		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高 (B/A)	金額	〇月〇日 まで 予定出 来高 (B+C) /A)	金額	〇月〇日 まで 予定出 来高		
所有者不明農地対	円	円	円	%	円	%	円	%		

策事業										
合計	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部は、本要綱第 14 第 1 項ただし書の規定に基づき事業遂行状況報告書に代える場合のみ記載することとし、その場合は、「備考」欄に「遂行状況報告（第○・四半期末の進捗度）」について記載すること。
- 2 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第16第1項関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として金 円の交付を請求する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
所有者不明 農地対策事 業	円	円	円	
合 計	円	円	円	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○

円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含
税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

また、本要第20第1項ただし書の規定による交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
所有者不明農地 対策事業	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

6 添付書類

- (1) 都道府県の補助金交付規程等
- (2) 事業完了報告書（別紙様式第2号）

- (注) 1 下線部は、精算額がある場合のみ記載すること。
- 2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と事業実績報告の内容及び経費の配分に変更があった場合は、それを容易に比較対照できるように変更部分のあった箇所を二段書とし、交付決定時を括弧書で上段に記載すること。
- 3 記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第16第2項関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第16第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出 済額	概算払 受入済 額	(A)のうち末支 出額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内 完了分							

合 計	円	円	円	円	円	円	
-----	---	---	---	---	---	---	--

- (注) 1 この実績報告書は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出すること。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段に括弧書で記載すること。
- 3 区分欄は、別記様式第2号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 4 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 5 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 6 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第16第4項関係）

令和 年度所有者不明農地対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（ 北海道にあっては農林水産大臣
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第16第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の書類を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、下記の「3の金額の積算の内訳」書類を除き添付不要。)

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる書類も併せて提出すること）

2 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書

類と同じ旨を記載すること。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載することとする。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第 10 号（第 20 関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあっては経営局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

令和 年度交付決定前着手届

所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱第 20 第 1 項ただし書の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまで期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

区分	事業費		着手年月日	完了予定年月日
		うち国費		

理由

〇〇〇〇

別記様式第 11 号（第 23 関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

事業実施年度			令和 年度		農林水産省所管補助金名													
事業 区 分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘 要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分									
									国庫 補助金	都道府 県費	市町村 費	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認年 月日	処分の 内容		
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 12 号（第 24 関係）

令和 年度
農林水産省所管

所有者不明農地対策事業費補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業 名	交付決 定の額	補助率	科目	予算現 額	収入済 額	科目	予算現 額	うち国 庫補助 金相当 額	支出済 額	うち国 庫補助 金相当 額	翌年度 繰越額	うち国 庫補助 金相当 額	
所有者不 明農地対 策事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
合 計													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目、及び節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、

追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれの国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〇〇県農業委員会ネットワーク機構

〇〇 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別紙

所有者不明農地対策事業の実施方法

第1 目的

本事業は、農業会議が中心となり、関係機関と連携して所有者不明農地対策を実施することで、地域計画の実現及び農地の集積・集約の取組の加速化を推進することを目的とする。

第2 事業の内容等

1 事業実施主体

事業実施主体は、農業会議とする。

2 事業の実施地域

本事業を実施する地域は、地域計画の区域内とする。

3 事業の内容

(1) 所有者不明農地対策の支援体制の整備活動

ア 所有者不明農地対策企画員の設置

(ア) 農業会議は、所有者不明農地の解消について専門的知識を有し、専属的に取組を実施する所有者不明農地対策企画員（以下「企画員」という。）を設置するものとする。

(イ) 企画員は、本事業の実施に当たり、①所有者不明農地の解消の取組を行う農業委員会との連絡・調整、当該取組の進捗状況の把握、当該取組の課題解決への指導・助言、当該取組に関する相談対応、②都道府県、農地中間管理機構、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業協同組合中央会その他関係者（以下「関係機関等」という。）に対する意見聴取、③所有者不明農地の解消の取組結果の取りまとめを主となって行うものとする。

イ 支援地域の指定の案の作成及びロードマップの案の取りまとめ

(ア) 農業会議は、管内の農業委員会に対し、所有者不明農地の解消に向けた取組への支援要望を把握するものとする。

(イ) (ア) の支援要望において把握する内容は、支援を要望する地域における所有者不明農地の現状、解消に向けた取組の必要性及び農業委員会が行う解消に向けた取組のプロセスであるロードマップの案とする。

(ウ) 農業会議は、(ア) の支援要望の内容を取りまとめ、支援要望があった地域のうち、次に掲げる要件（以下「指定要件」という。）に該当する地域から、次に掲げる基準（以下「指定基準」という。）に関する指標、該当数等を参考に、緊急度、難易度及び実施効果が高いと認められる地域を優先的

に選定し、支援地域の指定の案を作成する。

(指定要件)

- ① 地域計画区域内の所有者不明農地を解消するものであること。
- ② 所有者不明農地の解消プロセスが明確になっていること。
- ③ 所有者不明農地の解消により農地の集積・集約化が進むといったモデル性の高い取組であると認められること。

(指定基準)

- ① 所有者不明農地の借受希望の有無
- ② 借受までの期間
- ③ 土地改良事業の実施までの期間
- ④ 困難課題（数次相続、外国居住、第三者使用等）の種類、件数
- ⑤ 所有者不明農地の解消面積

(エ) 支援地域の指定の案及びロードマップの案について、関係機関等の意見を聴くことができる。

(2) 所有者不明農地の解消に向けた取組の牽引活動

ア 支援地域の指定

(ア) 農業会議は、(1) で作成し、又は取りまとめた支援地域の指定の案及びロードマップの案を都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア) により支援地域の指定の案及びロードマップの案の提出があったときは、指定要件及び指定基準に沿って審査の上、その内容が適当であると認めたときは支援地域として指定をし、その旨を農業会議及び当該支援地域を管轄する農業委員会に通知するものとする。

(ウ) 都道府県知事は、(イ) による支援地域の指定に当たって、事前に本要綱第4の規定に基づく事業実施計画の承認（変更が生じた場合は、変更の承認）を受けるものとする。

(エ) 農業会議は、(イ) によって指定された支援地域を管轄する農業委員会にロードマップを提示するものとする。

イ 所有者不明農地の解消に向けた取組の牽引

(ア) 農業会議は、必要に応じて司法書士等の専門的知識を有する者から意見を聴くことができる。

(イ) 農業会議は、ロードマップの実行段階において、司法書士等の専門的知識を有する者及び関係機関等と連携して、以下の取組を行うものとする。

- ① 農業委員会による取組の進捗状況の定期的把握
- ② 農業委員会による取組の実行段階で直面した課題の解決に向けた指導助言

ウ 企画員は、支援地域以外の地域における所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組に関して、相談対応を行うことができる。なお、相談対応を行った場合には、対応記録を作成するものとする。

エ 所有者不明農地の解消の取組事例の作成、情報発信

(ア) 農業会議は、支援地域における所有者不明農地の解消に向けた取組結果を取りまとめ、取組事例を作成するものとする。

(イ) 農業会議は、支援地域以外における所有者不明農地の解消に向けた取組を調査し、取組事例として作成するように努めるものとする。

(ウ) 農業会議は、所有者不明農地の解消の取組の横展開を図るため、(ア)及び(イ)の取組事例をホームページへの掲載等の手段により、情報発信するものとする。

(エ) 農業会議は、管内地域における所有者不明農地の解消の取組を促進するため、(ウ)の取組のほか、(ア)及び(イ)の取組事例に基づくケースブックの作成、ウの対応記録の取りまとめ及び発信並びに所有者不明農地対策の周知に努めるものとする。

第3 事業の実施手続等

農業会議が行う、事業の実施手続等に関しては、次に定めるとおりとする。

なお、第2の3の(1)の事業を先行して実施した後に第2の3の(2)の事業を実施できるものとし、この場合の手続きは、事業実施計画の変更に準ずるものとする。

1 事業の実施計画

(1) 事業実施計画の作成

農業会議は、事業の実施に関して、事業実施計画（別紙様式第1号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 事業実施計画の承認

都道府県知事は、(1)による事業実施計画の提出があったときは、審査の上、その内容が適当であると認めたときは、本要綱第4の規定に基づく地方農政局長等による承認の手続を経て、農業会議に対しその旨を通知するものとする。

2 事業実施計画の変更

農業会議は、1の(2)により承認を受けた事業実施計画について変更が生じた場合は、別紙様式第1号による事業実施計画の変更を都道府県知事へ提出するものとし、都道府県知事は、事業実施計画の変更の提出を受けたときは、1の(2)の規定を準用するものとする。

3 事業実施状況の報告

都道府県知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、農業会議に対して事業の実施状況について報告を求めることができる。

4 事業の完了報告

農業会議は、事業が完了したときは、その実績に関して、事業完了報告書（別紙様式第2号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会ネットワーク機構
(団体名) ○○○○○
(代表者名) ○○ ○○

令和 年度所有者不明農地対策事業実施計画の（変更の）提出について

所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱別紙第 3 の 1（第 3 の 2）の規定に基づき、事業実施計画（の変更）を提出します。

添付書類：事業実施計画、○○○○

（注）記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載することとする。

別添

令和 年度 所有者不明農地対策事業実施計画（事業完了報告書）

1 事業の実施（スケジュール）

--

注：事業の実施内容とその実施時期を具体的に記載すること。

2 事業の実施体制

--

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 事業内容

（１）所有者不明農地対策の支援体制の整備活動

ア 所有者不明農地対策企画員の設置

設置時期	氏名	所属・役職	当該者を選定した理由	備考

注：複数名設置する場合は、適宜行を追加すること。

イ 支援地域の選定の取組

実施時期	取組	内容及び回数等

注：適宜、行を追加すること。

（２）所有者不明農地の解消に向けた取組への牽引活動

ア 支援地域の概要

農業委員会名、支援地域名	支援地域の概要

注1：事業実施計画を作成する場合には、その時点のロードマップの案を添付すること。

注2：事業完了報告書を作成する場合には、最終版のロードマップを添付すること。

注3：適宜、行を追加すること。

イ 所有者不明農地の解消に向けた取組を牽引する取組

① 取組内容

農業委員会名、 支援地域名	実施時期	主な支援内容	備考	司法書士 等の活用

注1：司法書士等を活用する取組は、「司法書士等の活用」欄に「○」を記載すること。

注2：適宜、行を追加すること。

② 支援地域における所有者不明農地の解消

農業委員会名、 支援地域名	支援地域内の 農地面積 (ha)	うち所有者不明 農地面積 (ha)	解 消 目 標 (実 績) (ha)	目 標 の 考 え 方 (実績の根拠)

注1：「解消目標（実績）」の欄は、事業実施計画の場合には、「解消目標」とし、事業完了報告書の場合には、「解消実績」とすること。

注2：「目標の考え方（実績の根拠）」の欄は、事業実施計画の場合には、「目標の考え方」とし、事業完了報告書の場合には、「実績の根拠」とすること。

注3：適宜、行を追加すること。

ウ 支援地域以外の地域における所有者不明農地の解消に向けた取組の相談対応

農業委員会数	対応時期	相談件数	備考

注：事業完了報告書の場合において記載すること。

エ 取組事例の作成及び情報発信

① 取組事例の作成、情報発信

事例の地域数	作成時期	情報発信時期	情報発信の方法	備考

注1：事業完了報告書を作成する場合には、「備考」欄に作成した事例の地域名を記載すること。

注2：事業完了報告書を作成する場合には、「情報発信の方法」に掲載したホームページの URL 等、情報発信した箇所が分かる内容も記載又は添付すること。

② 管内地域における周知活動

時期	周知方法及び内容	備考

5 事業の経費

別紙のとおり。

（注：1～5について、事業完了報告書においては、上段に括弧書で事業実施計画時の内容（変更計画承認を受けた場合は、変更後の内容）を記載し、下段に実績を記載すること。）

(別紙)

令和○年度 所有者不明農地対策事業の経費内訳

	事業費 (円)	うち補助金の額 (円)	経費の根拠
取組内容			
1 所有者不明農地対策の支援体制の整備活動	円	円	
(1) ○○の取組	円	円	
(2) ○○の取組	円	円	
2 所有者不明農地の解消に向けた取組への牽引活動	円	円	
(1) ○○の取組	円	円	
(2) ○○の取組	円	円	
計	円	円	

添付書類

○○○○、○○○○

注1：「経費の根拠」の欄は、該当する経費ごとに、【単価×数量】の形式で記載すること。

注2：その根拠が「事業費」の欄の金額と一致させること。

注3：事業費の金額及びその根拠（「経費の根拠」の欄に記載している単価）について、それが分かる書類を添付すること。

注4：注3のほか、農林水産省担当者が必要と判断した書類を添付すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農業委員会ネットワーク機構
(団体名) ○○○○○
(代表者名) ○○ ○○

令和 年度所有者不明農地対策事業の完了報告について

所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱別紙第3の4の規定に基づき、事業の完了を報告します。

添付書類：事業完了報告書、○○○○

(注) 添付書類の事業完了報告書については、事業実施計画に準ずるものとする。

なお、記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載することとする。